

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
---	---

第1表 料金(略)

第1 基本料金

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 契約者回線に係るもの

2-1-1 回線使用料(基本料)

(1) 加入電話(単独電話)

ア 臨時加入電話契約以外のもの

(ア) プッシュ回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	1 級取扱所	2 級取扱所	3 級取扱所
タイプ1	事務用	2,400円(税込価格 2,640円)	2,500円 (税込価格 2,750円)
	住宅用	1,600円(税込価格 1,760円)	1,700円 (税込価格 1,870円)
タイプ2	事務用	2,650円(税込価格 2,915円)	2,750円 (税込価格 3,025円)
	住宅用	1,850円(税込価格 2,035円)	1,950円 (税込価格 2,145円)

(イ) ダイヤル回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	1 級取扱所	2 級取扱所	3 級取扱所	
タイプ1	事務用	2,300円 (税込価格 2,530円)	2,350円 (税込価格 2,585円)	2,500円 (税込価格 2,750円)
	住宅用	1,450円 (税込価格 1,595円)	1,550円 (税込価格 1,705円)	1,700円 (税込価格 1,870円)
タイプ2	事務用	2,550円 (税込価格 2,805円)	2,600円 (税込価格 2,860円)	2,750円 (税込価格 3,025円)
	住宅用	1,700円 (税込価格 1,870円)	1,800円 (税込価格 1,980円)	1,950円 (税込価格 2,145円)

イ 臨時加入電話契約のもの (略)

第1表 料金(略)

第1 基本料金

1 適用 (略)

2 料金額

2-1 契約者回線に係るもの

2-1-1 回線使用料(基本料)

(1) 加入電話(単独電話)

ア 臨時加入電話契約以外のもの

(ア) プッシュ回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	1 級取扱所	2 級取扱所	3 級取扱所
タイプ1	事務用	2,700円 (税込価格 2,970円)	2,800円 (税込価格 3,080円)
	住宅用	1,800円 (税込価格 1,980円)	1,900円 (税込価格 2,090円)
タイプ2	事務用	2,950円 (税込価格 3,245円)	3,050円 (税込価格 3,355円)
	住宅用	2,050円 (税込価格 2,255円)	2,150円 (税込価格 2,365円)

(イ) ダイヤル回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分	1 級取扱所	2 級取扱所	3 級取扱所	
タイプ1	事務用	2,600円 (税込価格 2,860円)	2,650円 (税込価格 2,915円)	2,800円 (税込価格 3,080円)
	住宅用	1,650円 (税込価格 1,815円)	1,750円 (税込価格 1,925円)	1,900円 (税込価格 2,090円)
タイプ2	事務用	2,850円 (税込価格 3,135円)	2,900円 (税込価格 3,190円)	3,050円 (税込価格 3,355円)
	住宅用	1,900円 (税込価格 2,090円)	2,000円 (税込価格 2,200円)	2,150円 (税込価格 2,365円)

イ 臨時加入電話契約のもの (略)

旧

新

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条

～ (略)

第9条

(単独電話に係る回線使用料の適用に関する経過措置)

第10条 附則別表に規定する旧1級取扱所又は旧2級取扱所の取扱所交換設備に收容される単独電話の契約者回線に係る回線使用料については、料金表第1表第1(基本料金)の2の規定にかかわらず、次表に定める額とします。

(1) プッシュ回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分			旧1級取扱所	旧2級取扱所
単独電話	タイプ1	事務用	1,350円 (税込価格 1,485円)	1,650円 (税込価格 1,815円)
		住宅用	950円 (税込価格 1,045円)	1,150円 (税込価格 1,265円)
	タイプ2	事務用	1,600円 (税込価格 1,760円)	1,900円 (税込価格 2,090円)
		住宅用	1,200円 (税込価格 1,320円)	1,400円 (税込価格 1,540円)

(2) ダイヤル回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分			旧1級取扱所	旧2級取扱所
単独電話	タイプ1	事務用	1,150円 (税込価格 1,265円)	1,450円 (税込価格 1,595円)
		住宅用	750円 (税込価格 825円)	950円 (税込価格 1,045円)
	タイプ2	事務用	1,400円 (税込価格 1,540円)	1,700円 (税込価格 1,870円)
		住宅用	1,000円 (税込価格 1,100円)	1,200円 (税込価格 1,320円)

2 削除

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条

～ (略)

第9条

(単独電話に係る回線使用料の適用に関する経過措置)

第10条 附則別表に規定する旧1級取扱所又は旧2級取扱所の取扱所交換設備に收容される単独電話の契約者回線に係る回線使用料については、料金表第1表第1(基本料金)の2の規定にかかわらず、次表に定める額とします。

(1) プッシュ回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分			旧1級取扱所	旧2級取扱所
単独電話	タイプ1	事務用	1,650円 (税込価格 1,815円)	1,950円 (税込価格 2,145円)
		住宅用	1,150円 (税込価格 1,265円)	1,350円 (税込価格 1,485円)
	タイプ2	事務用	1,900円 (税込価格 2,090円)	2,200円 (税込価格 2,420円)
		住宅用	1,400円 (税込価格 1,540円)	1,600円 (税込価格 1,760円)

(2) ダイヤル回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分			旧1級取扱所	旧2級取扱所
単独電話	タイプ1	事務用	1,450円 (税込価格 1,595円)	1,750円 (税込価格 1,925円)
		住宅用	950円 (税込価格 1,045円)	1,150円 (税込価格 1,265円)
	タイプ2	事務用	1,700円 (税込価格 1,870円)	2,000円 (税込価格 2,200円)
		住宅用	1,200円 (税込価格 1,320円)	1,400円 (税込価格 1,540円)

2 削除

附 則（令和 8 年 3 月 17 日東経営第 000200000791 号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から実施します。

（経過措置）

- 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（移行先サービスの契約申込があった場合の基本料の適用に関する経過措置）

- 3 当社は、令和 7 年 10 月 1 日以降に、特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する光回線電話又はワイヤレス固定電話（以下この附則において「移行先サービス」といいます。）に係る契約の申込みがあった場合（加入電話契約者（利用休止中であるときは除きます。）からの申込みにおいては、現に利用している加入電話契約の利用休止又は解除の請求を伴う場合に限り。）であって、次表の左欄に該当する理由により、この改正規定実施の日以降に加入電話を提供するときは、それぞれ次表の右欄に定める適用期間における加入電話の基本料の額については、料金表第 1 表第 1（基本料金）2 及び東企管第 99-1 号（平成 11 年 7 月 1 日）の附則第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前のとおりとします。

区 分	適用期間
当社が移行先サービスを提供したとき。	移行先サービスに係る契約の申込があった日から移行先サービスの提供を開始した日までの間 ただし、移行先サービスの提供開始前に申込みの取消しがあったときは、取消しのあった日までとします。
契約の申込者の責めによらない理由により、当社が移行先サービスを提供できないとき。	移行先サービスに係る契約の申込があった日以降の加入電話の利用期間 ただし、契約者回線の移転又は利用休止があったときは、その移転又は利用休止があった日までとします。

（電話加入区域外に係る回線使用料の加算額等の適用に関する経過措置）

- 4 当社は、この附則第 3 項に規定する場合において、現に利用している音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する第 1 種契約又は第 2 種契約（その契約者回線又は利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものに限ります。）の解除の請求と同時に移行先サービスに係る契約の申込みがあった場合であって、利用している契約者回線番号と同一の番号とすることができないことを理由に加入電話を提供することとなったときに、その契約者回線の終端が電話加入区域外となる場合（異経路となる場合を除きます。）は、その適用期間における基本料金の回線使用料の加算額及び線路設置費を適用しません。

旧

新

(その他)

5 東企営第99-1号(平成11年7月1日)の附則第8条第1項に規定する表を次表に改めます。

(1) プッシュ回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分			旧1級取扱所	旧2級取扱所
単独電話	タイプ1	事務用	1,650円 (税込価格 1,815円)	1,950円 (税込価格 2,145円)
		住宅用	1,150円 (税込価格 1,265円)	1,350円 (税込価格 1,485円)
	タイプ2	事務用	1,900円 (税込価格 2,090円)	2,200円 (税込価格 2,420円)
		住宅用	1,400円 (税込価格 1,540円)	1,600円 (税込価格 1,760円)

(2) ダイヤル回線用のもの

1 契約者回線ごとに月額

区 分			旧1級取扱所	旧2級取扱所
単独電話	タイプ1	事務用	1,450円 (税込価格 1,595円)	1,750円 (税込価格 1,925円)
		住宅用	950円 (税込価格 1,045円)	1,150円 (税込価格 1,265円)
	タイプ2	事務用	1,700円 (税込価格 1,870円)	2,000円 (税込価格 2,200円)
		住宅用	1,200円 (税込価格 1,320円)	1,400円 (税込価格 1,540円)